

分野	8 エネルギー分野 (2) 電気事業	意見・要望提出者	規制改革委員会、(社)経済団体連 合会	
項目	特別高圧送電線の施設について			
意見・要望 等の内容	特別高圧の架空送電線が、鉄道または軌道と上方で交差する場合、鉄道または軌道の外側から3メートル(水平距離)の範囲内にある部分の長さが100メートルを超えた場合でも施設できるようにすべきである。			
関係法令	普通鉄道構造規則第82条第4項第2号	共管	なし	
制度の概要	特別高圧の架空送電線が、鉄道または軌道と上方で交差する場合には、鉄道または軌道の外側から水平距離で3メートルの範囲内にある部分の長さが100メートル以下となるよう施設しなければならない。			
中間公表資料との関係	国土交通省関係187頁			
状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
規制改革推進3か年計画における記載	【11(3)才、別添1(3)】 鉄道軌道上を交差する特別高圧送電線について、鉄道又は軌道の外側から3メートルの範囲内にある部分の長さが100メートル以下となるよう施設しなければならないとされている規定について、性能規定化の検討を早急に進める。			
(説明)	現在、本規定についての技術基準の性能規定化を検討中である。			
担当局課室名	鉄道局技術企画課 (連絡先) 03-5253-8546			